

## 杉戸町産後ケア事業委託事業者募集要項

### 1 事業の目的と概要

母子保健法(昭和40年法律第141号)第17条の2に規定する産後ケア事業(以下「事業」という。)を実施するにあたり、本町が定める要件に該当する事業者を募集する。

### 2 業務内容

杉戸町産後ケア事業実施要綱(平成30年杉戸町告示第188号)に基づき、別紙「杉戸町産後ケア事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

### 3 募集の概要

#### (1) 事業の名称

杉戸町産後ケア事業

#### (2) 募集期間

随時

#### (3) 履行期間

契約締結日～当該年度の末日

ただし、契約は単年度契約とし、次年度に契約更新を希望する場合は、当該年度末日までに申請書類等を提出し、予算の成立をもって発効する。なお、契約更新の決定においては、当該年度終了時点における本事業の実施状況及び現況確認等を踏まえるものとする。

### 4 委託事業者の要件

(1) 宿泊型又はデイサービス(通所)型(以下「通所型」という。)を委託できる事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たし、医療法(昭和23年法律第205号)に定める病院、診療所及び助産所を有する者とする。

(ア) 事業者の所在地は、母子の負担を考慮し、以下のいずれかを満たすものとする。

- ① 杉戸町に隣接している市町
- ② 町内より自家用車で片道概ね30分、又は半径20km圏内にある事業者
- ③ その他、町が認めた事業者

(イ) 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、現に日常的な業

務において専ら妊産婦とかかわる助産師等を配置し、母体ケア、乳児ケア、育児指導・相談等を行っていること。

(ウ) 宿泊型または通所型を提供するための個室及び事業の実施に必要な設備が確保されていること。

(エ) 宿泊型を実施する場合は、入浴設備を有すること。

(オ) 産後ケア事業の実施時間内においては、産後ケア事業に従事できる助産師等の看護職を1名以上配置すること。

(カ) 母体ケア、乳児ケア、育児指導・相談を行う実施体制が確保できること。

(キ) 食事の提供ができること。

(ク) 利用者の身体、精神状態等が悪化した場合などの緊急時の対応が実施できること。

(ケ) 町との適切な連絡体制が確保できること。

(2) アウトリーチ(訪問)型(以下「訪問型」という。)を委託できる事業者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たし、医療法に定める病院、診療所及び助産所を有する者とする。

(ア) 訪問時に自動車(二輪車・原動機付自転車を含む。)を使用する場合は、自動車及び運転にかかる全ての事項において安全性を十分に確保できること。

(イ) 産後ケア事業に関する知識及び技術において高い専門性を有し、現に日常的な業務において専ら妊産婦とかかわる助産師を配置し、母体ケア、乳児ケア、育児指導・相談等を行っていること。

(ウ) 母体ケア、乳児ケア、育児指導・相談を行う実施体制が確保できること。

(エ) 利用者の身体、精神状態等が悪化した場合などの緊急時の対応が実施できること。

(オ) 町との適切な連絡体制が確保できること。

(3) その他

(ア) 事業実施中の事故等に備え、賠償責任保険に加入していること。又は、契約後、加入すること。

(イ) 事業者は、緊急時の対応等を含め、適切な産後ケアを行うことができるよう、医療機関と連携体制を確保すること。

(ウ) 杉戸町産後ケア事業実施要綱、本事業に係る契約書(仕様書含む。)、杉戸町産後ケア事業実施における安全管理マニュアル(令和7年4月第2版)、産後ケア事業

ガイドライン(令和7年3月こども家庭庁)の他、関係法令等を順守すること。

## 5 応募資格

次の各号に定める内容をすべて満たす事業者とする。

- (ア) 宗教活動や政治活動を行う団体でないこと。
- (イ) 税の滞納がないこと。
- (ウ) 公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- (エ) 破産者で復権を得ない者でないこと。
- (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団員又は杉戸町暴力団排除条例(平成25年杉戸町条例第25号)に規定する暴力団関係者でないこと。
- (カ) 役員に次の各号に該当する者がいないこと。
  - ①エに該当する者
  - ②オに該当する者
  - ③拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者。前の刑法において禁錮以上の刑に処せられた場合は、なお従前の例による(「刑法等の一部を改正する法律」令和7年6月1日施行)。
  - ④公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者。
- (キ) 民事再生法、会社更生法の適用を申請していないこと。

## 6 実費負担の取り扱い

利用者から徴収する利用者自己負担額以外に、食費その他実費相当額を事業者は徴収することができる。この場合において事業者は、あらかじめ利用者にその旨を説明し、承諾を得なければならない。ただし、実費徴収にかかる一切について、町は関与しない。

## 7 キャンセル料の支払い

利用者の都合により利用の日程を変更、又は中止となった場合、事業者は、利用者からキャンセル料の支払を求めることができる。この場合において、事業者は、あらかじめ利用者にその旨を説明し、承諾を得なければならない。なお、キャンセル料が発生する期日は、事業者が定めた期日とする。ただし、キャンセル料にかかる一切について、町は関与しない。

## 8 委託料

事業者は、仕様書「別表」のとおり利用者区分に応じて利用者から利用者負担額を徴収し、当町へ委託料を請求する。なお、利用者が個室を希望する場合、別途個室料は追加徴収できない。また、訪問型の委託料には、利用者の居宅へ訪問するための交通費も含まれる。

## 9 実地調査、審査及び結果通知

提出書類及び事業実施予定施設の実地調査により審査を行い、必要な基準を満たすと判断できる応募者を受託者と決定し、契約を締結する。

審査の結果、承認する事業者は契約締結をもって示すこととし、町ホームページにて事業者名、所在地等について掲載する。ただし、契約締結後に提出書類等の記載事項に虚偽が判明した場合、直ちに契約を解除する。審査の結果、不承認となった事業者には、杉戸町産後ケア事業事務要領に定める杉戸町産後ケア事業者登録不承認通知書(様式第3号)をもって通知する。その他、年度内での契約内容の変更・辞退については、事前に町へ申し出た上、町が指定した様式を提出するものとする。

## 10 契約等の流れについて

- ① 事業者が杉戸町健康支援課へ連絡・相談

↓

- ② 事業者が杉戸町健康支援課へ杉戸町産後ケア事業者登録申請書(様式第1号)、事業所のご案内(様式第2号)及び事業者の安全管理マニュアルを提出

↓

- ③ 町が事業者へ事業概要を説明及び事業実施予定施設の実地調査等を実施  
※訪問型のみ実施する事業者の場合は、実地調査はせず面談のみ実施

↓

- ④ 町が審査の上、登録を承認する場合は事業者と契約締結  
※登録不承認の場合は、町から杉戸町産後ケア事業者登録不承認通知書を応募者へ送付

↓

- ⑤ 町がホームページやチラシに事業者名や連絡先を掲載

## 11 申請書類

	新規契約	契約更新
医療機関	①杉戸町産後ケア事業者登録申請書 (様式第1号) ②事業所のご案内(様式第2号) ③事業者の安全管理マニュアル ※実地調査が必須	①杉戸町産後ケア事業者登録申請書 (様式第1号) ②事業所のご案内(様式第2号) ③事業者の安全管理マニュアル ※必要時、面談実施
助産所 (個人事業主)	①杉戸町産後ケア事業者登録申請書 (様式第1号) ②事業所のご案内(様式第2号) ③事業者の安全管理マニュアル ④事業所代表者の顔写真付き身分証明書 ⑤助産師免許証 ⑥助産所開設届 ⑦(町内事業者)納税証明書 ⑧(訪問型)運転免許証 ※宿泊型及び通所型を実施する事業者は 実地調査が必須。訪問型のみの場合は面 談のみ実施。	①杉戸町産後ケア事業者登録申請書 (様式第1号) ②事業所のご案内(様式第2号) ③事業者の安全管理マニュアル ④事業所代表者の顔写真付き身分証明書 ⑦(町内事業者)納税証明書 ⑧(訪問型)運転免許証 ※申請書類の提出時に面談実施

※ ①杉戸町産後ケア事業登録申請書 及び ②事業所のご案内は、町ホームページよりダウンロードして記入すること。

## 12 担当課

杉戸町健康支援課母子保健担当(杉戸町保健センター内)

所在地:〒345-0024 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根4745番地1

電話:0480-34-1188

FAX:0480-34-1176

業務時間:8:30-17:15 ※土、日、祝日、年末年始(閉庁日)を除く

電子メール:kenkoshien@town.sugito.lg.jp

## 13 適用

本募集要項は、令和8年4月1日以降の契約から適用する。